

自己資本比率に関する事項

三井住友フィナンシャルグループ

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては、平成20年度末から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年度中間期末は基礎的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

連結自己資本比率に関する事項

■ 連結の範囲に関する事項

控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率(第一基準))

当社は連結自己資本比率の算定に関し、「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、連結自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が連結自己資本比率そのものの適正性や連結自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(単位：百万円)

項目		平成20年度中間期末	平成21年度中間期末	平成20年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,851,389	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—	—
	新株式申込証拠金	—	—	—
	資本剰余金	57,759	492,070	57,245
	利益剰余金	1,761,220	1,347,826	1,245,085
	自己株式(△)	124,240	124,054	124,024
	自己株式申込証拠金	—	—	—
	社外流出予定額(△)	60,105	50,981	21,059
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	14,649
	為替換算調整勘定	△57,108	△86,132	△129,068
	新株予約権	56	74	66
	連結子会社の少数株主持分	1,814,874	2,133,861	2,147,100
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,409,104	1,730,508	1,763,294
	営業権相当額(△)	223	172	200
	のれん相当額(△)	191,746	181,438	186,592
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	42,602	40,146	42,102
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	47,143	17,590	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	4,578,762	5,295,152	4,335,085	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	87,444	—	—	
計 (A)	4,491,317	5,295,152	4,335,085	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}	463,820	603,212	525,580	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	263,958	307,602	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	37,209	37,183	37,211
	一般貸倒引当金	64,131	79,536	80,374
	適格引当金が期待損失額を上回る額	13,070	—	—
	負債性資本調達手段等	2,368,389	2,341,164	2,303,382
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	870,112	676,165	762,580
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,498,277	1,664,999	1,540,802
計 (B)	2,746,760	2,765,486	2,420,968	
うち自己資本への算入額 (B)	2,746,760	2,765,486	2,420,968	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	—	
控除項目 (D)	730,976	779,160	708,241	
自己資本額 (E)	6,507,101	7,281,479	6,047,812	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	50,088,982	44,133,383	41,703,547
	オフ・バランス取引等項目	9,917,595	8,037,569	7,693,647
	信用リスク・アセットの額 (F)	60,006,577	52,170,953	49,397,195
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	291,765	235,832	265,723
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	23,341	18,866	21,257
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	3,134,164	3,016,479	3,063,589
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	250,733	241,318	245,087
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—	—
計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	63,432,507	55,423,266	52,726,507	
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%)	10.25%	13.13%	11.47%	
(参考) Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)	7.08%	9.55%	8.22%	
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%	5,074,600	4,433,861	4,218,120	

- (注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年度中間期末現在310,203百万円、平成21年度中間期末現在310,203百万円、平成20年度末現在310,203百万円です。
2. 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年度中間期末現在1,003,197百万円、平成21年度中間期末現在671,977百万円、平成20年度末現在830,370百万円です。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年度中間期末現在915,752百万円、平成21年度中間期末現在1,059,030百万円、平成20年度末現在867,017百万円です。
3. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は平成20年度中間期末現在10.32%、平成21年度中間期末現在11.39%、平成20年度末現在12.12%であります。
4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)

「連結自己資本比率（第一基準）」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注4) と同格	当社優先株式 ^(注4) と同格	当社優先株式 ^(注4) と同格

(注) 1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格

(注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由
当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積の永久優先出資証券	配当非累積の永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	Series A 平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series D 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series E 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series F 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series G 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series A 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	698,900百万円	343,000百万円
	Series A 113,000百万円 Series B 140,000百万円 Series C 140,000百万円 Series D 145,200百万円 Series E 33,000百万円 Series F 2,000百万円 Series G 125,700百万円	Series A 99,000百万円 Series B 164,500百万円 Series C 79,500百万円
払込日	Series A、B、C及びD 平成20年12月18日 Series E、F及びG 平成21年1月22日	平成21年9月28日
配当率	Series A 固定(ただし、平成31年1月の配当支払日以降は、 変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series D 固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series E 固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series F 固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series G 固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series A 固定(ただし、平成32年1月の配当支払日以降は、 変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成32年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成27年1月の配当支払日以降は 変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合は、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合は、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能金額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

- (注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
3. 監督事由
当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日（ただし金融庁の事前承認が必要）
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 （ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される）
配当日	毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成19年7月25日） 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注2) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注4) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日 ^(注5) でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注6) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注4) 若しくは配当減額指示 ^(注7) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内で行わなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注8) （もしあれば）の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注6) 又は配当減額指示 ^(注7) がなされているかどうかには関わらず実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注2) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注4) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式
株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。
 2. 支払不能証明書
株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。
 支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態（日本の破産法上の「支払不能」を意味する。）、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債（上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。）が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a) 当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b) 配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a) 日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づき株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。) 又は (b) 日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

■ 所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)	30,939	30,409
ソブリン向けエクスポージャー	376	258
金融機関等向けエクスポージャー	1,976	1,506
特定貸付債権	2,502	2,423
事業法人等向けエクスポージャー	35,794	34,595
居住用不動産向けエクスポージャー	3,383	3,921
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,334	1,105
その他リテール向けエクスポージャー	3,795	4,155
リテール向けエクスポージャー	8,512	9,180
経過措置適用分	2,318	1,941
PD/LGD方式適用分	639	752
簡易手法適用分	577	950
内部モデル手法適用分	124	23
マーケット・ベース方式適用分	701	972
株式等エクスポージャー	3,659	3,665
信用リスク・アセットのみなし計算	2,311	1,790
証券化エクスポージャー	1,440	1,255
その他	3,141	2,657
内部格付手法適用分	54,857	53,142
標準的手法適用分	6,826	6,358
信用リスクに対する所要自己資本の額	61,682	59,500
金利リスク・カテゴリー	37	31
株式リスク・カテゴリー	5	3
外国為替リスク・カテゴリー	11	6
コモディティ・リスク・カテゴリー	—	—
オプション取引	0	0
標準的方式適用分	54	41
内部モデル方式適用分	180	148
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	233	189
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,507	2,413
所要自己資本の額合計	64,423	62,101

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「証券化エクスポージャー」には、標準的手法を適用する「証券化エクスポージャー」も含まれております。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権(含む適格購入事業法人等向けエクスポージャー)、長期決済期間取引、その他資産等が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. 債務者格付体系

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(単位：億円)

	平成20年度中間期末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	199,282	144,131	55,151	—	—%	0.10%	44.04%	—%	23.98%
J4-J6	127,401	99,843	27,558	—	—	1.39	41.64	—	74.00
J7 (除く J7R)	18,051	16,022	2,029	—	—	11.65	42.08	—	173.11
国・地方等	136,480	131,942	4,538	—	—	0.00	43.66	—	0.62
その他	55,995	49,983	6,012	—	—	1.67	43.43	—	77.38
デフォルト (J7R、J8-J10)	11,477	10,828	648	—	—	100.00	42.94	—	—
合計	548,686	452,749	95,937	—	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成21年度中間期末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	185,977	131,434	54,542	41,049	75.00%	0.07%	34.39%	—%	16.86%
J4-J6	150,460	116,703	33,758	9,843	75.00	1.65	31.36	—	58.64
J7 (除く J7R)	22,442	19,538	2,904	598	75.00	15.17	30.37	—	134.01
国・地方等	235,640	228,240	7,399	115	75.00	0.00	34.07	—	0.10
その他	50,960	46,081	4,878	779	75.00	1.35	38.65	—	61.23
デフォルト (J7R、J8-J10)	14,470	13,596	874	66	100.00	100.00	54.57	52.93	20.51
合計	659,949	555,593	104,356	52,451	—	—	—	—	—

(注) 1. 平成20年度末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、CCF及びEL_{default}を開示項目に加えております。

2. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

(イ) 海外事業法人等

(単位：億円)

	平成20年度中間期末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	211,001	137,450	73,552	—	—%	0.18%	42.32%	—%	28.96%
G4-G6	10,628	8,470	2,158	—	—	1.71	44.48	—	104.07
G7 (除くG7R)	2,594	1,524	1,070	—	—	21.61	44.85	—	235.75
その他	877	277	600	—	—	0.96	44.98	—	69.98
デフォルト (G7R、G8-G10)	1,557	1,379	178	—	—	100.00	45.00	—	—
合計	226,657	149,099	77,558	—	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成21年度中間期末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	176,741	112,953	63,788	29,552	75.00%	0.18%	31.94%	—%	20.22%
G4-G6	11,335	8,968	2,368	1,723	75.00	2.46	33.63	—	86.19
G7 (除くG7R)	5,258	3,239	2,019	1,068	75.00	20.36	31.46	—	167.94
その他	1,452	968	483	69	75.00	1.56	41.37	—	87.19
デフォルト (G7R、G8-G10)	2,316	2,229	87	21	100.00	100.00	74.45	66.91	94.25
合計	197,102	128,357	68,745	32,433	—	—	—	—	—

②特定貸付債権

ポートフォリオの状況

(ア) スロッシング・クライテリア適用分

a. 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ ウェイト	平成20年度中間期末			平成21年度中間期末			
		プロジェクト・ ファイナンス	オブジェクト・ ファイナンス	事業用不動産 向け貸付け	プロジェクト・ ファイナンス	オブジェクト・ ファイナンス	事業用不動産 向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,209	196	5,650	828	0	—
	(残存期間2年半以上)	70%	8,921	1,467	6,726	7,266	503	—
良	(残存期間2年半未満)	70%	361	11	360	217	—	—
	(残存期間2年半以上)	90%	2,000	75	976	1,696	41	—
可	115%	196	98	352	403	—	—	
弱い	250%	94	221	253	769	—	—	
デフォルト	—	41	62	—	63	—	—	
合計		12,822	2,130	14,318	11,241	544	—	

(注) 「オブジェクト・ファイナンス」の一部と「事業用不動産向け貸付け」は、平成20年度末からPD/LGD方式を適用しております。

b. 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ウェイト	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末	
優	(残存期間2年半未満)	70%	40	—
	(残存期間2年半以上)	95%	—	—
良	(残存期間2年半未満)	95%	752	533
	(残存期間2年半以上)	120%	898	462
可	140%	2,297	886	
弱い	250%	8	98	
デフォルト	—	32	30	
合計		4,028	2,009	

(イ) スロッシング・クライテリア以外のPD/LGD方式適用分

a. 「オブジェクト・ファイナンス」の残高

(単位：億円)

	平成21年度中間期末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	983	956	27	4	75.00%	0.53%	20.28%	—%	40.07%
G4-G6	509	389	120	142	75.00	1.67	14.19	—	38.17
G7 (除く G7R)	83	83	1	1	75.00	20.21	43.21	—	247.29
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト (G7R, G8-G10)	30	29	0	—	—	100.00	71.97	64.42	94.41
合計	1,605	1,458	147	147	—	—	—	—	—

(注) 「オブジェクト・ファイナンス」の一部は、平成20年度末からPD/LGD方式を適用しております。

b. 「事業用不動産向け貸付」の残高

(単位：億円)

	平成21年度中間期末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	4,314	4,175	139	—	—%	0.05%	39.20%	—%	13.81%
J4-J6	10,214	8,747	1,467	42	75.00	2.23	33.19	—	83.78
J7 (除く J7R)	721	686	35	—	—	19.51	27.21	—	134.12
その他	715	699	15	20	75.00	8.26	36.92	—	76.88
デフォルト (J7R, J8-J10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	15,964	14,307	1,657	63	—	—	—	—	—

(注) 「事業用不動産向け貸付」は、平成20年度末からPD/LGD方式を適用しております。

(2) リテール向けエクスポージャー

① 居住用不動産向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成20年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	92,381	91,518	864	0.39%	38.96%	—%	24.59%
		その他	8,209	8,209	—	0.80	59.77	—	70.09
	延滞等	600	536	65	36.26	42.52	—	241.08	
デフォルト			1,234	1,227	7	100.00	46.09	43.25	35.51
合計			102,425	101,489	935	—	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成21年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	97,692	96,949	743	0.37%	43.89%	—%	27.04%
		その他	8,039	8,039	—	0.83	60.43	—	73.14
	延滞等	819	756	63	34.57	47.17	—	268.54	
デフォルト			1,306	1,300	6	100.00	50.04	47.15	36.16
合計			107,856	107,043	812	—	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

②適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成20年度中間期末									
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	4,349	3,803	547	—	1,547	35.32%	2.11%	83.48%	—%	53.64%
	延滞等	877	862	15	—	138	10.87	31.02	91.41	—	272.31
クレジット カード債権	非延滞	9,848	6,567	3,280	—	39,306	8.35	1.12	80.00	—	26.46
	延滞等	77	64	13	—	—	—	78.57	82.64	—	126.51
デフォルト		259	226	33	—	—	—	100.00	89.34	82.40	86.72
合計		15,410	11,522	3,888	—	40,991	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成21年度中間期末									
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	5,497	4,927	570	—	1,766	32.28%	2.14%	85.47%	—%	54.89%
	延滞等	132	128	4	—	36	11.09	22.39	76.43	—	206.84
クレジット カード債権	非延滞	10,048	6,627	3,421	—	41,347	8.27	1.42	77.95	—	29.86
	延滞等	91	76	14	—	—	—	85.67	80.68	—	89.37
デフォルト		300	261	38	—	—	—	100.00	86.86	80.65	77.68
合計		16,067	12,019	4,048	—	43,148	—	—	—	—	—

(注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCFを乗ずる方法ではなく、一取引当たりの残高増加額を推計する方法を使用しております。

2. 本資料上のCCFの加重平均は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。

3. 「延滞等」には、3カ月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成20年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	13,929	13,729	200	1.14%	59.43%	—%	57.07%
		その他	2,356	2,351	5	1.18	50.24	—	50.10
	延滞等		4,295	4,262	33	11.03	64.19	—	103.16
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,259	2,798	461	1.44	47.83	—	53.19
		その他	2,282	2,262	20	1.82	63.21	—	79.14
	延滞等		387	383	4	24.91	46.16	—	110.67
デフォルト			2,495	2,457	39	100.00	70.16	64.64	69.04
合計			29,003	28,242	761	—	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成21年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	ELdefaultの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	12,058	11,908	150	1.10%	58.25%	—%	55.71%
		その他	3,673	3,663	9	0.63	61.05	—	27.87
	延滞等		4,874	4,843	32	31.61	66.81	—	98.06
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	4,533	2,397	2,136	1.22	66.13	—	69.14
		その他	2,005	1,987	18	1.77	63.46	—	78.96
	延滞等		477	476	1	22.27	54.30	—	124.45
デフォルト			1,660	1,659	1	100.00	74.86	69.03	72.84
合計			29,281	26,934	2,347	—	—	—	—

(注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。
 3. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

① 株式等エクスポージャー

ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
マーケット・ベース方式適用分	2,361	2,973
簡易手法適用分	1,829	2,882
上場株式 (300%)	518	330
非上場株式 (400%)	1,312	2,552
内部モデル手法適用分	532	91
PD/LGD方式適用分	6,401	6,574
経過措置適用分	27,340	22,892
合計	36,102	32,438

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(単位：億円)

	平成20年度中間期末			平成21年度中間期末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	5,139	0.05%	112.59%	4,659	0.05%	107.52%
J4-J6	158	0.70	197.76	738	1.42	247.01
J7(除くJ7R)	62	9.81	440.67	13	13.20	470.57
その他	1,041	0.06	101.51	1,107	0.12	108.54
デフォルト (J7R、J8-J10)	0	100.00	—	57	100.00	—
合計	6,401	—	—	6,574	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「その他」には、海外事業法人等が含まれております。

② 信用リスク・アセットのみなし計算

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャーの額	9,864	12,082

(4) 損失実績の分析

①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成21年度中間期における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益の合計額)は、前年同期比337億円減少し、2,685億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、前年同期比672億円減少し、1,569億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比100億円減少し、1,448億円となりました。また、「金融機関等向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比184億円減少し、△56億円となりました。これらは、信用保証協会による緊急保証等の政府の景気対策効果に加え、取引先に対するきめ細かい対応や、海外マーケットの状況改善等により、劣化コストが抑制されたことが要因であります。

与信関係費用

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減	平成19年度	平成20年度
	中間期	中間期	中間期			
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	1,431	3,021	2,685	△337	2,486	7,678
三井住友銀行(連結) 合計	1,315	2,828	2,388	△440	2,216	7,244
三井住友銀行(単体) 合計	1,142	2,241	1,569	△672	1,478	5,501
うち 事業法人向けエクスポージャー	619	1,548	1,448	△100	1,432	4,114
うち ソブリン向けエクスポージャー	0	△4	△1	4	4	△4
うち 金融機関等向けエクスポージャー	0	128	△56	△184	0	227
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	△0	1	8	7	1	5
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	236	388	360	△28	598	681

(注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益のうち、国債等債券損益、株式等損益に計上されるものは含まれておりません。

2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。

3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。

4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

②損失額の推計値と実績値との比較

(単位：億円)

	平成19年度				平成20年度				平成21年度		
	損失額の推計値		損失額の実績値		損失額の推計値		損失額の実績値		損失額の推計値		損失額の実績値
	引当控除後	中間期	年度	引当控除後	中間期	年度	引当控除後	中間期	引当控除後	中間期	
三井住友フィナンシャルグループ(連結)合計	—	—	1,431	2,486	—	—	3,021	7,678	—	—	2,685
三井住友銀行(連結) 合計	—	—	1,315	2,216	—	—	2,828	7,244	—	—	2,388
三井住友銀行(単体) 合計	8,877	3,114	1,142	1,478	9,542	3,239	2,241	5,501	11,972	3,540	1,569
うち 事業法人向けエクスポージャー	7,786	2,526	619	1,432	8,067	2,786	1,548	4,114	9,840	2,100	1,448
うち ソブリン向けエクスポージャー	112	96	0	4	90	75	△4	△4	58	43	△1
うち 金融機関等向けエクスポージャー	51	49	0	0	61	59	128	227	521	344	△56
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	46	41	△0	1	40	36	1	5	40	34	8
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	882	531	236	598	1,283	659	388	681	1,512	1,075	360

(注) 1. 連結子会社及び関連会社の保証が付されている消費者ローン等にかかるもの及び「株式等エクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」にかかるものを除いて表示しております。

2. 「損失額の推計値」は、期初のELであります。

3. 「引当控除後」には、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額を控除した金額を表示しております。

■ 標準的手法に関する事項

リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
		うちカントリー・リスク・スコア付与分		うちカントリー・リスク・スコア付与分
0%	13,607	688	17,183	698
10%	5,579	—	4,786	—
20%	7,686	3,604	6,695	2,702
35%	13,858	—	13,372	—
50%	1,628	24	2,231	19
75%	17,053	—	15,151	—
100%	65,365	1	60,431	0
150%	328	—	986	—
合計	125,103	4,317	120,836	3,420

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。
2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■ 信用リスクの削減手法に関する事項

信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	適格金融資産担保	適格資産担保	適格金融資産担保	適格資産担保
先進的内部格付手法	—	—	—	—
基礎的内部格付手法	30,339	30,462	0	764
事業法人向けエクスポージャー	7,875	30,446	0	764
ソブリン向けエクスポージャー	3,979	14	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	18,485	1	—	—
標準的手法	2,127	—	640	—
合計	32,466	30,462	640	764

(注) 平成20年度末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、大部分の適格担保についてはLGD推計において勘案しております。この結果、担保による信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーについては、一部基礎的内部格付手法を適用している連結子会社の分を除き、該当ありません。

(単位：億円)

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	54,603	2,585
事業法人向けエクスポージャー	46,861	2,585
ソブリン向けエクスポージャー	2,529	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,869	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,342	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	2	—
標準的手法	1,349	—
合計	55,952	2,585

区分	平成21年度中間期末	
	保証	クレジット・デリバティブ
先進的内部格付手法	70,682	2,692
事業法人向けエクスポージャー	63,553	2,692
ソブリン向けエクスポージャー	3,105	—
金融機関等向けエクスポージャー	1,904	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,118	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	1	—
標準的手法	1,667	—
合計	72,349	2,692

(注) 平成20年度末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、適格保証の範囲が広がり、保証による信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーは大幅に増加しております。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額

① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

② 与信相当額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
グロスの再構築コストの額	40,241	53,874
グロスのアドオンの額	39,930	33,817
グロスの与信相当額	80,171	87,692
外国為替関連取引	39,512	35,090
金利関連取引	36,577	47,878
金関連取引	—	—
株式関連取引	17	693
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	2,934	1,658
クレジット・デフォルト・スワップ	1,131	2,372
ネットिंगによる与信相当額削減額	37,220	46,896
ネットの与信相当額	42,951	40,795
担保の額	2,334	—
適格金融資産担保	1,324	—
適格資産担保	1,010	—
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	42,951	40,795

(注) 内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	11,092	2,585	8,728	2,692
プロテクションの提供	9,513	—	11,943	—

(注) 「想定元本額」には、「与信相当額算出の対象となるもの」と「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの」の合計額を記載しております。

■ 証券化エクスポージャー

ポートフォリオの状況

(1) 当社グループがオリジネーターである証券化取引

①オリジネーター（除くスポンサー業務）

ア. 原資産に関する情報

（単位：億円）

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成20年度中間期			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額	中間期の売却損益
事業法人等向け債権	2,410	1,547	863	2,300	112	5	—
住宅ローン	17,310	17,310	—	—	—	—	20
リテール向け債権 （除く住宅ローン）	1,675	93	1,582	13	355	63	—
その他	2,291	949	1,342	—	3	6	—
合計	23,685	19,899	3,787	2,313	470	73	20

（単位：億円）

原資産の種類	平成21年度中間期末			平成21年度中間期			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額	中間期の売却損益
事業法人等向け債権	1,243	1,243	—	—	103	13	—
住宅ローン	16,775	16,775	—	430	10	2	25
リテール向け債権 （除く住宅ローン）	904	—	904	—	146	19	—
その他	2,605	699	1,906	—	2	3	—
合計	21,526	18,717	2,810	430	261	38	25

（注）1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。

2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。

3. 「その他」にはPFI事業（Private Finance Initiative：民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの）宛債権、リース料債権等が含まれております。

4. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。

5. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

（単位：億円）

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成21年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,222	29	—	507	20	—
住宅ローン	1,744	346	426	1,825	392	401
リテール向け債権 （除く住宅ローン）	621	141	—	306	101	—
その他	759	111	—	1,406	91	—
合計	4,346	628	426	4,044	605	401

(イ) リスク・ウェイト別の情報

（単位：億円）

リスク・ウェイト	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,341	9	1,758	11
100%以下	—	—	199	6
650%以下	20	7	20	7
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	1,986	628	2,067	605
合計	4,346	644	4,044	629

② スポンサー業務

ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成20年度中間期		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額
事業法人等向け債権	8,421	8,421	—	37,319	787	771
住宅ローン	36	36	—	—	4	4
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	701	701	—	1,674	27	35
その他	719	719	—	306	9	7
合計	9,877	9,877	—	39,299	826	817

(単位：億円)

原資産の種類	平成21年度中間期末			平成21年度中間期		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額
事業法人等向け債権	5,347	5,347	—	21,382	614	601
住宅ローン	—	—	—	—	8	8
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,798	1,798	—	3,628	36	40
その他	911	911	—	352	29	25
合計	8,055	8,055	—	25,363	688	674

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る中間期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引ごとの特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者ごとのデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る中間期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成21年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	6,937	1	—	4,133	5	—
住宅ローン	36	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	670	—	—	1,538	—	—
その他	682	—	—	880	—	—
合計	8,325	1	—	6,550	5	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	7,369	46	5,846	42
100%以下	955	26	699	19
650%以下	—	—	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	1	1	5	5
合計	8,325	72	6,550	66

(2) 当社グループが投資家である証券化取引

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

ア. 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成21年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,217	662	—	2,460	525	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	110	—	—	5	—	—
その他	264	20	—	155	7	—
合計	3,592	682	—	2,620	532	—

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,103	17	1,317	3
100%以下	290	14	314	16
650%以下	108	11	51	8
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	1,090	682	938	532
合計	3,592	724	2,620	560

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：億円)

	平成20年度中間期末		平成21年度中間期末	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	29,116	29,116	24,527	24,527
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー	6,477	—	7,843	—
合計	35,593	—	32,370	—

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：億円)

	平成20年度中間期	平成21年度中間期
損益	△ 198	△ 89
売却益	76	43
売却損	17	27
償却	258	106

(注) 中間連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	7,894	5,980

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△ 620	△ 628

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■ 種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末					合計
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	86,528	1,487	5,375	22,703	116,093
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,241	1	128	357	2,726
	建設業	15,326	420	124	1,209	17,078
	運輸、情報通信、公益事業	43,118	973	1,597	7,250	52,938
	卸売・小売業	66,555	601	6,043	5,193	78,392
	金融・保険業	98,492	8,797	13,444	2,754	123,488
	不動産業	81,965	3,403	416	1,938	87,721
	各種サービス業	66,285	1,108	817	4,512	72,722
	地方公共団体	18,447	5,195	51	92	23,785
	その他	192,176	113,405	986	43,761	350,327
合計	671,132	135,389	28,980	89,769	925,270	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	4,802	5,863	99	—	10,764
	金融機関	42,616	2,929	10,138	0	55,684
	商工業	126,402	2,223	3,457	—	132,082
	その他	20,619	2,927	246	16,637	40,429
	合計	194,439	13,943	13,941	16,637	238,959
総合計	865,571	149,332	42,921	106,405	1,164,230	

(単位：億円)

区分		平成21年度中間期末				
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	102,116	1,868	6,165	23,701	133,850
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,077	1	152	365	2,594
	建設業	15,618	421	118	1,830	17,987
	運輸、情報通信、公益事業	47,296	1,149	2,251	7,476	58,172
	卸売・小売業	61,983	835	6,717	6,208	75,744
	金融・保険業	97,684	7,700	11,584	3,120	120,088
	不動産業、物品賃貸業	91,429	3,671	616	4,428	100,143
	各種サービス業	51,906	1,171	857	4,657	58,591
	地方公共団体	25,683	4,211	52	2,272	32,218
	その他	221,504	185,541	383	35,432	442,861
	合計	717,297	206,568	28,894	89,490	1,042,250
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	20,220	5,918	56	—	26,193
	金融機関	26,287	3,111	8,290	0	37,688
	商工業	95,447	2,080	3,492	—	101,019
	その他	16,962	2,558	59	4,214	23,793
	合計	158,915	13,666	11,897	4,214	188,694
総合計		876,213	220,234	40,792	93,705	1,230,944

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
4. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
5. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度中間期末から業種の表示を一部変更しております。

2. 種類別及び残存期間別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	257,824	25,770	6,185	3,682	293,461
1年超3年以下	142,523	34,940	16,884	8,796	203,142
3年超5年以下	124,061	51,982	9,290	11,278	196,612
5年超7年以下	47,339	10,131	4,675	2,755	64,901
7年超	220,826	26,509	5,887	2,370	255,591
期間の定めのないもの	72,998	—	—	77,524	150,523
合計	865,571	149,332	42,921	106,405	1,164,230

(単位：億円)

区分	平成21年度中間期末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	272,294	55,719	4,862	4,254	337,129
1年超3年以下	160,192	57,739	11,978	8,963	238,872
3年超5年以下	107,071	57,996	12,177	10,370	187,613
5年超7年以下	41,288	10,051	4,588	2,572	58,498
7年超	227,150	38,729	7,187	2,043	275,109
期間の定めのないもの	68,218	1	—	65,504	133,722
合計	876,213	220,234	40,792	93,705	1,230,944

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	21,512	24,027
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,368	2,499
アジア	304	189
北米	914	1,607
その他	151	703
合計	22,880	26,526

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末	区分	平成21年度中間期末		
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	2,067	製造業	2,588	
	農業、林業、漁業及び鉱業	163	農業、林業、漁業及び鉱業	51	
	建設業	1,694	建設業	1,607	
	運輸、情報通信、公益事業	1,019	運輸、情報通信、公益事業	1,615	
	卸売・小売業	3,089	卸売・小売業	3,005	
	金融・保険業	890	金融・保険業	545	
	不動産業	5,525	不動産業、物品賃貸業	8,171	
	各種サービス業	3,763	各種サービス業	3,387	
	その他	3,304	その他	3,058	
	合計	21,512	合計	24,027	
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	398	海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	628
	商工業	970	商工業	1,871	
	合計	1,368	合計	2,499	
総合計	22,880	総合計	26,526		

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 4. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度中間期末から業種の表示を一部変更しております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成19年度末	平成20年度中間期末	平成20年度末	平成21年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	5,937	6,140	6,915	6,495	△420
特定海外債権引当勘定	0	0	13	8	△5
個別貸倒引当金	8,196	9,253	11,021	12,457	1,436
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	7,385	8,700	9,704	11,278	1,574
海外及び特別国際金融取引勘定分	811	552	1,317	1,179	△138
アジア	101	150	193	204	11
北米	681	301	758	517	△241
その他	29	102	365	458	93
合計	14,133	15,393	17,949	18,960	1,011

- (注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成19年度末	平成20年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	5,937	6,140	203
特定海外債権引当勘定	0	0	0
個別貸倒引当金	8,196	9,253	1,057
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,385	8,700	1,315
製造業	763	978	215
農業、林業、漁業及び鉱業	13	11	△1
建設業	713	802	89
運輸、情報通信、公益事業	492	527	35
卸売・小売業	1,427	1,594	167
金融・保険業	192	287	95
不動産業	1,109	1,563	454
各種サービス業	1,352	1,545	194
その他	1,324	1,393	69
海外及び特別国際金融取引勘定分	811	552	△258
金融機関	9	28	19
商工業	802	524	△277
合計	14,133	15,393	1,260

(単位：億円)

区分	平成20年度末	平成21年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	6,915	6,495	△420
特定海外債権引当勘定	13	8	△5
個別貸倒引当金	11,021	12,457	1,436
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	9,704	11,278	1,574
製造業	1,281	1,492	211
農業、林業、漁業及び鉱業	12	17	5
建設業	912	939	27
運輸、情報通信、公益事業	459	829	370
卸売・小売業	1,733	1,827	94
金融・保険業	211	210	△1
不動産業、物品賃貸業	2,254	3,066	812
各種サービス業	1,458	1,516	58
その他	1,384	1,382	△2
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,317	1,179	△138
金融機関	320	390	70
商工業	997	789	△208
合計	17,949	18,960	1,011

- (注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却（直接減額）実施額を含めております。
2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く。）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成21年度中間期末から業種の表示を一部変更しており、前期末からの増減を正しく反映させるため、平成20年度末については遡及修正しております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(単位：億円)

区分		平成20年度中間期
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	143
	農業、林業、漁業及び鉱業	3
	建設業	252
	運輸、情報通信、公益事業	63
	卸売・小売業	240
	金融・保険業	97
	不動産業	226
	各種サービス業	200
	その他	219
	合計	1,443
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	20
	商工業	73
	合計	93
総合計		1,536

(単位：億円)

区分		平成21年度中間期
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	131
	農業、林業、漁業及び鉱業	1
	建設業	40
	運輸、情報通信、公益事業	54
	卸売・小売業	199
	金融・保険業	△2
	不動産業、物品賃貸業	308
	各種サービス業	115
	その他	248
	合計	1,094
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	△25
	商工業	114
	合計	89
総合計		1,183

(注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年度中間期から業種の表示を一部変更しております。

■ マーケット・リスクに関する事項

1. VaRの状況(トレーディング)

(単位：億円)

	平成20年度中間期	平成21年度中間期
期末日	21	20
最大	28	28
最小	15	12
平均	21	17

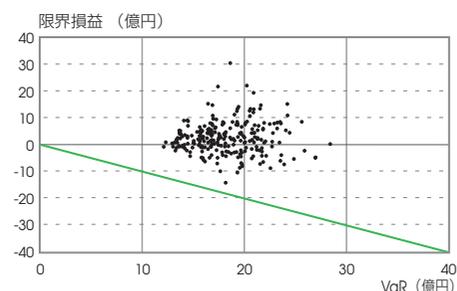
(注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。

2. 個別リスクを除いております。

3. 主要連結子会社を含めております。

2. バックテストの状況(トレーディング)

平成21年度中間期末から過去1年間(平成20年10月～平成21年9月)を対象としたバックテストの結果は以下のとおりであります。前年同期に引き続き、実際の損失額は、VaRの値に収まっております。



(注) グラフ上の斜めに走る線よりも点がある場合は、当日予測したVaRを上回る損失が発生したことを表します。

■ 銀行勘定（バンキング業務）における金利リスクに関する事項

VaRの状況（バンキング）

（単位：億円）

	平成20年度中間期	平成21年度中間期
期末日	290	437
最大	345	437
最小	269	355
平均	312	392

（注）1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
2. 主要連結子会社を含めております。

■ オペレーショナルリスクに関する事項

手法ごとの所要自己資本の額

（単位：億円）

	平成20年度中間期末	平成21年度中間期末
先進的計測手法	2,018	2,232
基礎的手法	489	182
合計	2,507	2,413